

「上原キャンパス跡地利用具体計画」策定業務
における質問への回答

(質問 1)

参加資格条件が無いようですが、一級建築士等の資格要件はございますか。

(回答)

本公募において、参加資格として一級建築士等の資格要件は求めておりません。

ただし、審査基準 3.(1) 業務実施主体に関する評価項目については、人員・組織体制や業務遂行能力、専門的知見が評価の対象となりますので、必要に応じて有資格者の関与等を含めた体制をご提案ください。

(質問 2)

共同企業体 (JV) での応募は可能でしょうか。

(回答)

共同企業体 (JV) での応募は可能です。また、共同企業体は代表企業を選定の上、代表企業以外の構成員は、別添の委任状により、応募手続から契約締結後の諸手続までを代表企業に委任するものとします。

(質問 3)

共同企業体 (JV) での応募が可能な場合、公募要領 6 (2) 国の競争参加資格については、代表企業のみが満たせばよろしいでしょうか。

(回答)

代表企業のみではなく、共同企業体を構成する全ての構成員が、公募要領 6 (2) に定める国の競争参加資格を満たしている必要があります。

(質問 4)

類似業務実績 (様式 2) については、最大 9 件まで記載可能との理解でよろしいでしょうか。また実績を証明する書類については、テクリスまたは仕様書・契約書の写しを提出することでよろしいでしょうか。

(回答)

様式 2 については、必要に応じて行を挿入いただき、記載件数を増やしていただいて構いません。

また、類似業務実績を証明する書類としては、契約書の写し (業務名、契約金額、契約期間及び契約相手方が確認できる部分) を提出してください。なお、テクリスは、本公募における実績証明書類としては想定しておりません。

(質問 5)

共同企業体 (JV) での応募が可能な場合、類似業務実績 (様式 2) は、どのように記載すればよろしいでしょうか。

(回答)

共同企業体 (JV) で応募される場合、類似業務実績 (様式 2) は、構成企業ごとに分ける必要はなく、JV 全体としてまとめてご記載いただいても構いません。なお、各実績に関しては、どの構成企業が担当したかを補足として記載ください。

(質問 6)

公募要項 8 (1) 提出書類の②～⑤についても正本各 1 部、副本各 12 部提出が必要でしょうか。提出が必要な場合、②会社概要 (様式 1)、④見積書 (様式 3) の副本には、応募企業が特定できる会社名は記載しないことによりかご教示ください。

(回答)

ご認識のとおりです。公募要項 8 (1) 提出書類の②～⑤については、正本各 1 部、副本各 12 部の提出が必要です。なお、副本として提出する見積書 (様式 3) には、応募企業が特定できる情報 (所在地、会社名、代表者名) の記載および押印は不要です。

(質問 7)

業務コストの評価については、複数提案者の得点数が同点の場合にのみ、評価の対象になるとの理解でよろしいかご教示ください。

(回答)

ご認識のとおりです。業務コストについては、複数提案者の得点数が同点だった場合にのみ評価の対象とします。

(質問 8)

「様式 2 類似業務実績」への記載方法についてご相談させていただきます。

当法人は、2025 年 12 月 1 日付で複数の関連法人が合併し、新たな法人名称へ変更となる予定です。そのため、提案書提出時には新法人名称にて提案を行う予定としております。

この場合における、過去の類似業務実績の記載方法について、以下のいずれかの対応を検討しておりますが、適切でしょうか。

① 法人としての類似業務実績

旧法人として受託していた業務実績を記載し、併せて旧法人名および合併による法人統合に関する情報を注記する。

② 関与メンバーの類似業務実績

本件提案に関与するメンバーが法人統合前に関与していた業務実績を記載し、旧法人名や法人統合に関する情報は追記しない。

類似業務実績の記載方法について、留意点等がございましたらご教示いただけますと幸いです。

(回答)

類似業務実績の記載方法につきましては、貴法人の合併に伴う法人名称変更の経緯を踏まえ、①の方法、すなわち旧法人として受託した業務実績を記載したうえで、

旧法人名および 2025 年 12 月 1 日付の合併による法人統合に関する補足説明を注記する整理で差し支えありません。

なお、提案書全体を通じて法人名称の表記に統一を図るとともに、業務実績との関係性が第三者にも明確に理解できるよう、注記は簡潔かつ分かりやすく記載してください。

また、参考資料として、合併に関する通知書等を添付いただけますと幸いです。

(質問 9) 追加

今回公募で企画提案書正本へ「協力会社」として弊社名が記載された場合、今後の事業者公募への参加資格に抵触しますでしょうか。

(事業者公募時に参加する場合も「協力会社」の立場を想定)

(回答)

「協力会社」については、その定義・範囲を一律に特定することは困難であるものの、一般的な情報提供や公開情報に基づく意見聴取等であって、本業務の検討・企画段階に関与しないものについては、参加資格に抵触しないものとします。

一方、本業務固有の方針検討や条件整理等に関与し、内部情報又は検討過程に接している場合には、当該者は本業務に実質的に関与したものと判断され、将来実施予定の事業者公募への参加資格に抵触することとなります。

(質問 10) 追加

公募時に弊社名が記載しないものの、仮に今回公募後に選定された業者から一部業務を再委託先され今回業務の打合せに出席することになった場合、今後の事業者公募への参加資格に抵触しますでしょうか。

(事業者公募時に参加する場合も「協力会社」の立場を想定)

(回答)

企画提案書への記載の有無にかかわらず、再委託先として本業務の打合せ等に参加し、業務内容や検討状況に関与した場合には、本業務に実質的に関与した者と判断されるため、将来の事業者公募への参加資格に抵触することとなります。